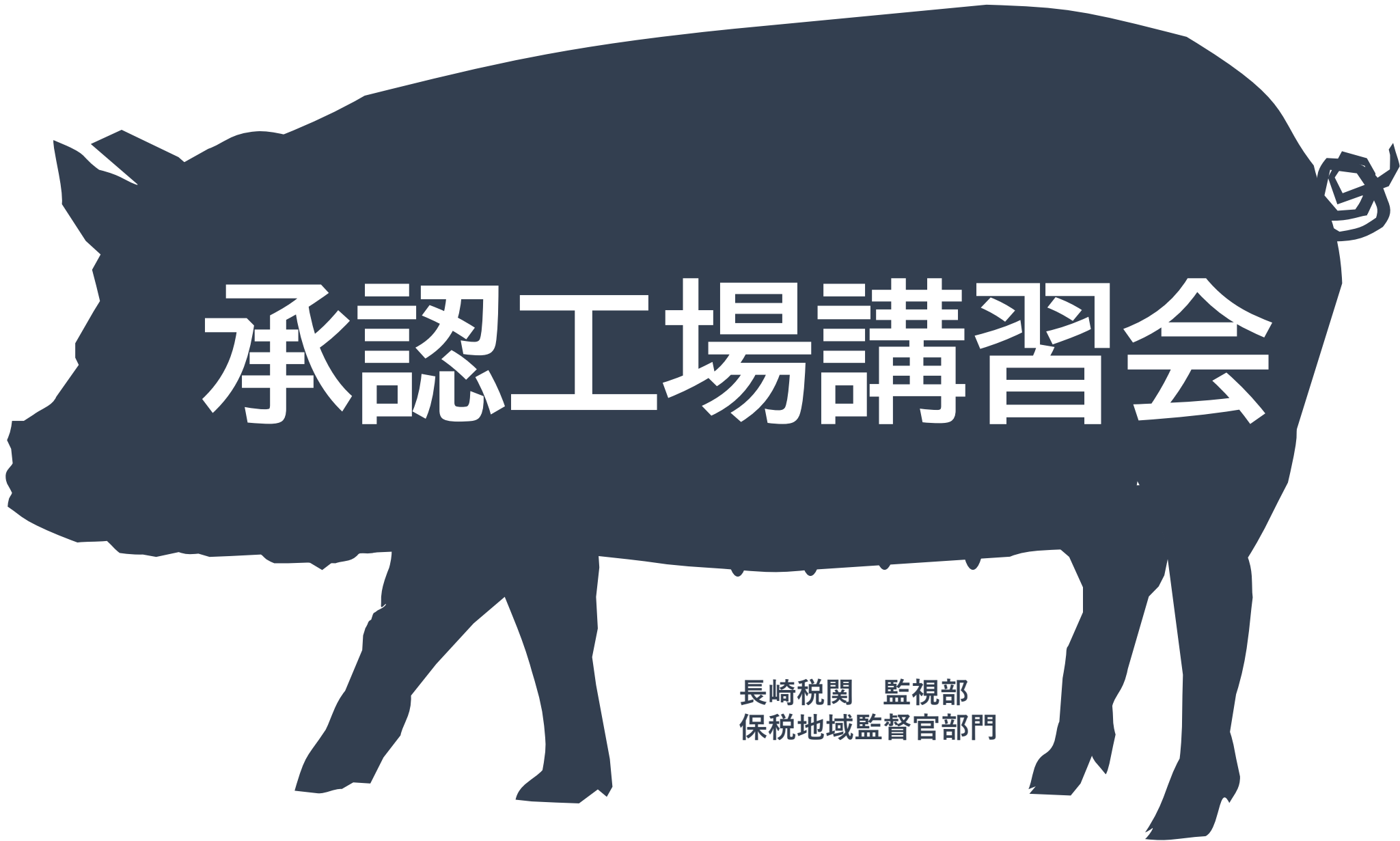




承認工場講習会

長崎税関 監視部
保税地域監督官部門

「保税工場」 と 「承認工場」

何がちがう？



保税工場

外国貨物を関税等未納
のまま加工製造を行う

保税制度



承認工場

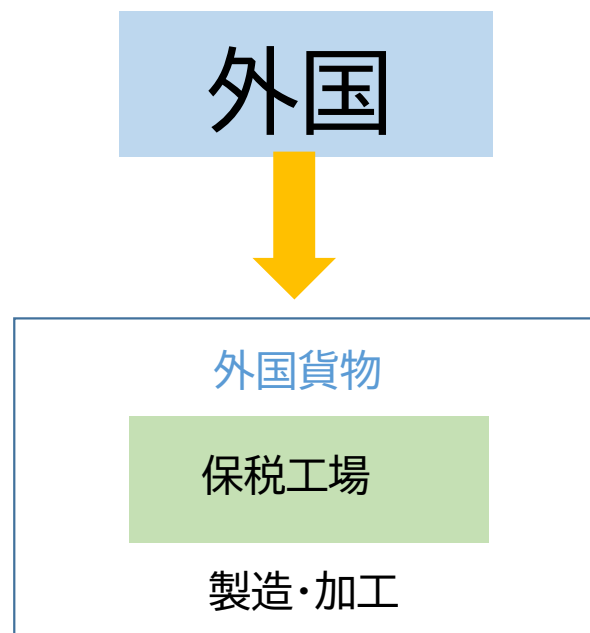
輸入許可済み貨物
(内国貨物)の製造を行う

一年以内に製造等の条件あり

減免税制度

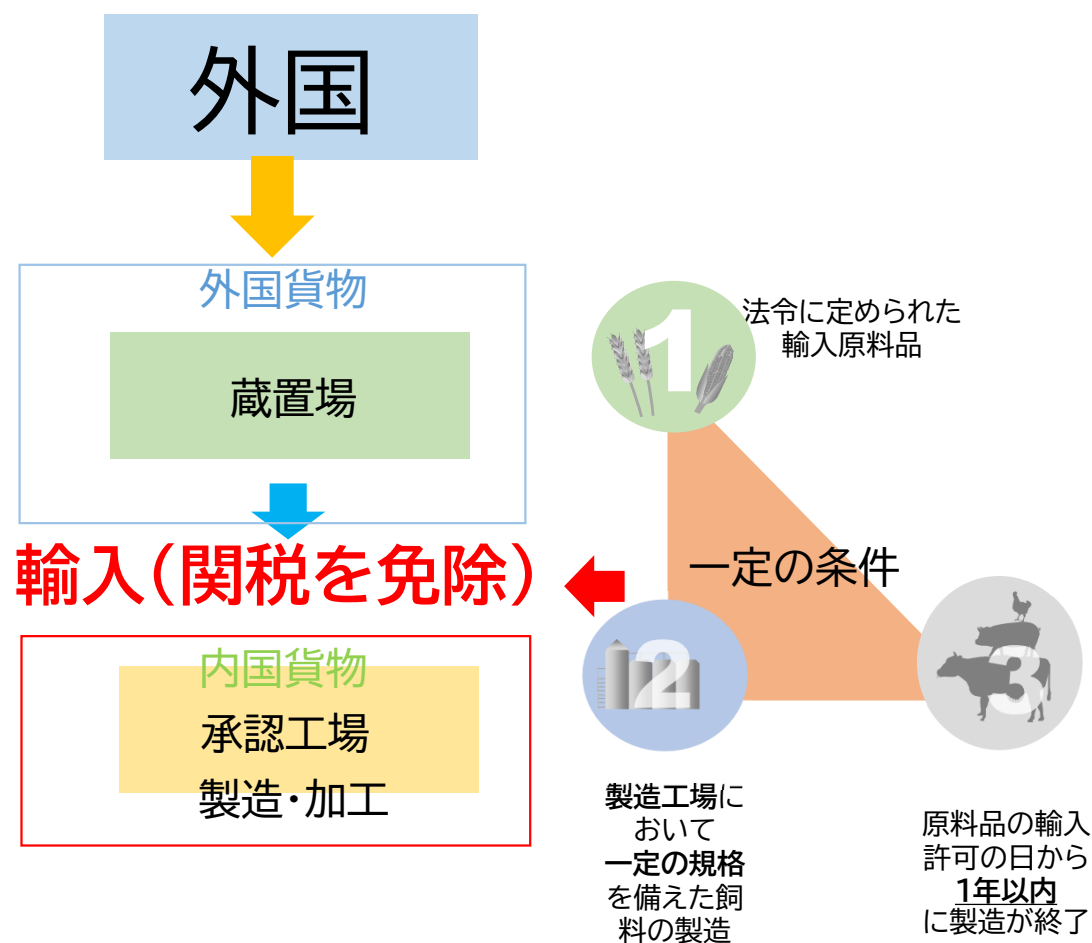


保税工場



関税等の留保

承認工場



制限的解除条件付減免税

中国語みたい

制限的

➡ 一定期間は用途外
の使用を禁止

解除条件付 ➡ 減免税失効の条件付

対象は農産品であり、畜産振興を通じて国民生活の安定を図る



定率法上の減免税

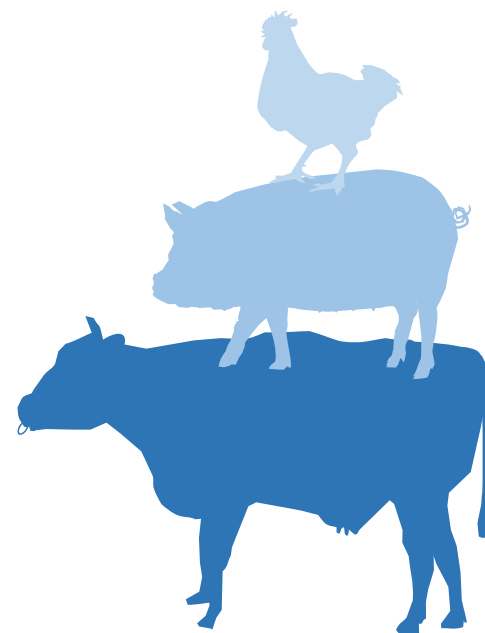
特定産業の保護・育成的な色彩が強く他の減免税とは異質

製造用原料品の減免税という政策面よりも承認工場制度の仕組みを利用し減免税を行う制度である。



定率法上の恒久的制度

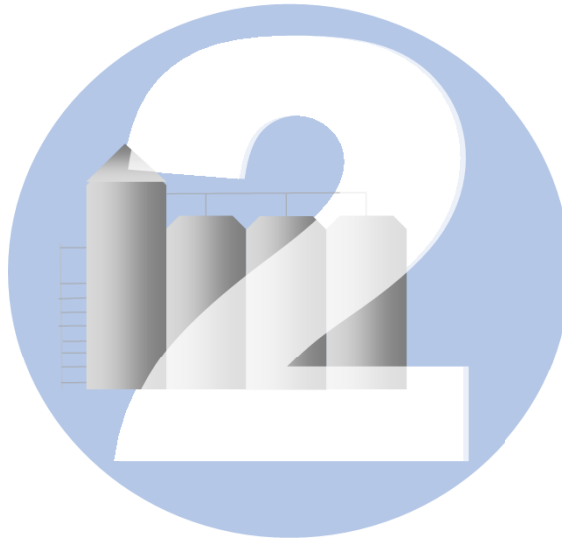
具体的に
「承認工場」
とは？



飼料製造原料の減免税制度 (一定の条件)



法令に定められた
輸入原料品



税関長の承認を受けた
製造工場
において
一定の規格
を備えた飼料
の製造に使用



原料品の輸入許可の日から
1年以内
に製造が終了するもの

免税制度の適用状況の確認

【適用要件】

- ①特定の原料品を輸入
- ②税関長の承認を受けた製造工場で特定の製品(飼料)を製造。
- ③輸入許可の日から1年以内に製造

要
確
認

税関(保税部門)
による**検査**
(帳簿等)

外国貨物

内国貨物

保税地域

承認工場

外国

法令に定められた
輸入原料品

輸入
申告

輸入
許可

免税

原料
品

製品
飼料

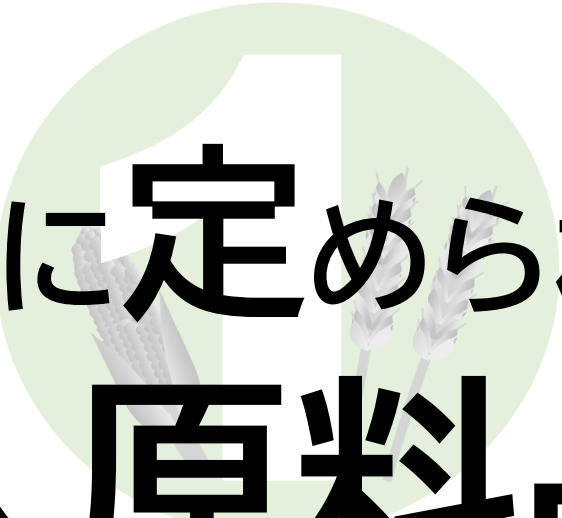
ユーザー

承認工場社名をもって輸入申告する
(**限定申告者**)

- ・ 関税定率法施行令第7条第2項
- ・ 関税暫定措置法施行令第33条の5第2項

翌月の10日までに製造終了届を提出

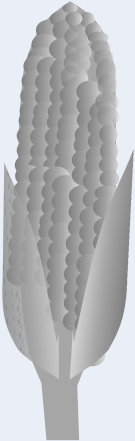
- ・ 定率法基本通達13-14
- ・ 暫定法基本通達9の2-15



法令に定められた
輸入原料品とは？

定率法第13条関係

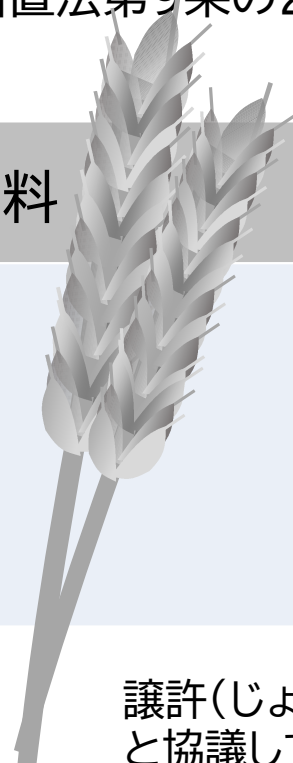
関税の軽減又は免除の対象となる原料(関税定率法第13条第1項 関税定率法施行令第6条の2)

製 品	輸 入 原 料 品	軽減又は 免除の額
配合飼料 	・こうりゃんその他のグレーンソルガム ・とうもろこし ・ライ麦 ・バナナの粉 ・砂糖(乾燥状態において全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る。) ・糖みつ ・カッサバ芋(粉状又はペレット状にしたものを含む。) ・甘しょ生切干(粉状又はペレット状にしたものを含む。)	全 額
単体飼料	・こうりゃんその他のグレーンソルガム ・とうもろこし	全 額
落花生油	・落花生	全 額

関税暫定措置法第9条の2関係

譲許の便益を適用対象となる原料品(関税暫定措置法第9条の2)

製 品	輸 入 原 料	軽減又は免除の額
配合飼料又は 単体飼料	・小麦 ・大麦	譲許の額



譲許(じょうきょ)とは、貿易相手国と協議して関税引き下げ撤廃を約束すること

関税暫定措置法第9条の2関係



経済連携協定(EPA)

譲許の便益

複数の国や地域間で貿易を促進し、経済的結びつきを強化することを目的とした協定(Economic Partnership Agreement)

例えば、日豪二国間協定、RCEP等

経済連携協定等において、協定で規定する原産地規則を満たす締約相手国の物品に関し、関税撤廃又は引き下げる約束(関税譲許)を行うことで得られる便益です。

本来、政府が一元管理する、食用・飼料用麦を、税関の監督下に飼料用麦に限り、政府を通さない民間貿易での関税を撤廃するもの。

関税定率法第13条に規定されている承認工場制度と同様の制度を導入

定率法と同様に、税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。



飼料の規格とは？

一定の規格

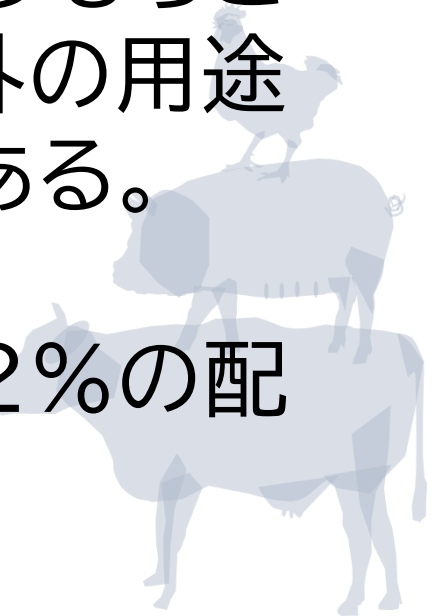
を備えた飼料
の製造に使用

ポイント: 食用不可、転用不可になるように加工を行う必要あり！

飼料には、配合飼料と単体飼料がある。

飼料の規格を詳細に規定しているのは、とうもろこし等の免税原料品を配合飼料等の製造以外の用途に使用(横流れ)することを防止するためである。

例えば、魚粉については、臭いが強いいため2%の配合で配合飼料の要件を満たすことになる。



定率法第13条関係

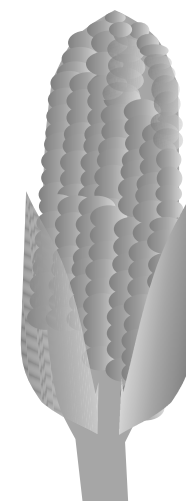
飼料の規格(関税定率法施行規則第2条)

1 項 一 号 **配合飼料の配合割合の説明** 定率法施行規則第2条別表の通りに配合

1 項 二 号 **配合飼料(製品)の形状の説明**
・配合飼料は、粉状、ミール状その他これらに類するもの
・糖蜜の含有量20%以上を加えた配合飼料は粉状でなくとも良い

1 項 三 号 **配合飼料の原料品の使用形状の説明**
・施行令第6条の原材品を
「ひき砕く」
「加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの」
「加圧により加熱したものを圧ペン」
が必要(バナナの粉、砂糖が除く)

2 項 **単体飼料の説明**
・施行令第6条に規定する単一の原料品を
「加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの」又は
「加圧により加熱したもの」

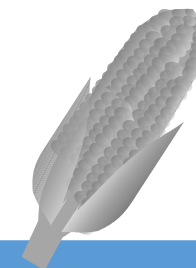


配合飼料 定率法第13条関係

関税定率法施行規則第2条、関税暫定法施行規則第11条(飼料の規格)は次のとおり。

関税定率法施行規則第2条(飼料の規格)

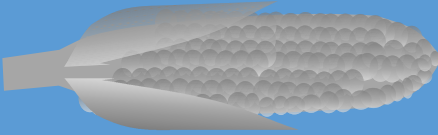
定率法施行規則第2条別表



配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製 ホエイの含有量の合計が 全重量の30%以上のもの SKIM MILK WHEY	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表1に掲げる食用色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料添加物を定める件(昭和51年農林水産省告示第750号)により定められた飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を除く)であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第10条により使用が禁じられている添加物を含むこと。

配合飼料 定率法第13条関係

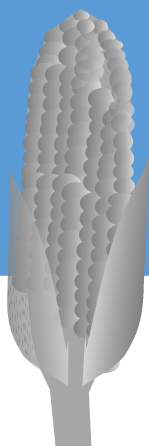
定率法施行規第2条別表

配合飼料	配合割合
2 糖みつの含有量が全重量の 20%以上のもの (第1号に該当するものを除く。) 	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)若しくはこれらと同種のほかの原料品又は、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の 10%以上のもの (前2号に該当するものを除く。)	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。

配合飼料 定率法第13条関係

定率法施行規則第2条別表

配合飼料	配合割合
4 その他 ・前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が <u>全重量の12%以上</u> であること。
・中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が <u>全重量の2%以上</u> であること。
・後段	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上であること。



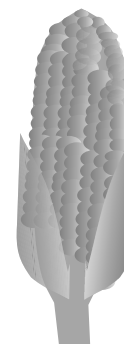
配合飼料 定率法第13条関係

飼料の規格の例①

配合飼料	配合割合
別表4 その他 ・前段	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が <u>全重量の12%以上</u> であること。

例 示

免税品及び 同種の原料品:粉砕とうもろこし	88%
<u>内貨:ふすま</u>	<u>12%</u>



飼料の規格の例②

配合飼料	配合割合
別表4 その他 ・中段	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が <u>全重量の2%以上</u> であること。

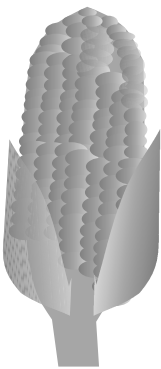
例 示

免税品：圧ペンもろこし

98%

内貨：魚粉

2%以上



配合飼料 定率法第13条関係

飼料の規格の例③

配合飼料	配合割合
別表4 その他 ・後段	こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、 こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上であること。

例 示

免税品:圧ペンとうもろこし

80%

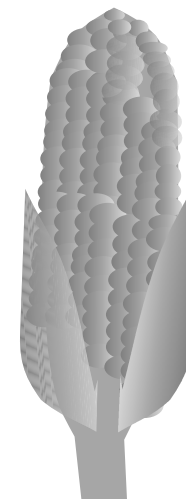
免税品及び
同種の原料品:粉碎とうもろこし

15%

内貨:アルファルファミールペレット

5%

$$\frac{80\%}{80\% + 15\%} \div 84\% \geq 50\%$$



飼料の規格の例③

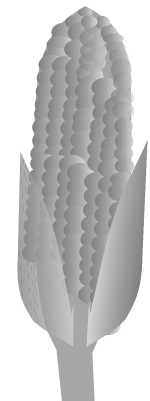
免税品:圧ペンとうもろこし	60%
免税品:粉碎こうりゃん	10%
内 貨:ふすま	30%

別表第4項 前段 30% $\geq$ 12%

別表第4項 後段 $\frac{60}{60+10} \div 86\% \geq 50\%$

※前段と後段の双方に該当する場合は上位の者から適用される

⇒上記の場合は前段に該当



配合飼料 暫定措置法第9条の2関係

関税暫定法施行規則第11条(飼料の規格)

※関税定率法施行規則第2条1項各号に掲げる条件を備えたものであること

配合飼料	配合割合
譲許の便益の適用を受けるものに限る 小麦・大麦 ※譲許国:TPP加盟国、EU等	・ひき砕いたもの ・ひき割りしたもの ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること

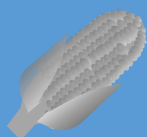


(2)単体飼料

単体飼料とは、単一の原料品からなる飼料をいい、関税定率法の規格は関税定率法施行関税定率法規則第2条第2項の規定により、原料品は加熱・圧ぺん又は加圧の処理を行う必要があります(粉碎等の加工を行ったものは配合飼料の原料として取り扱われます。)関税暫定措置法の規格は関税暫定措置法規則第11条2項によります。

関税定率法施行規則第2条2項(飼料の規格) [定率法13条関係](#)

単体飼料



こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

関税暫定法施行規則第11条2項(飼料の規格)

[暫定措置法第9条の2関係](#)

小麦



- ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの)
- ひき割りしたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30パーセント以上のもの)
- 加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

大麦

- ひき砕いたもの
- ひき割りしたもの
- 加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの

(3)飼料としての条件(関税定率法基本通達13-10、関税暫定措置法基本通達9の2-10)

免税原料品を使用して製造される飼料は、家畜、家きん、魚類(いずれも産業用のほか、愛がん用又は観賞用のものを含む。)又はその他の産業用動物(ミンク及びきつねに限る。)を対象としたものでなければいけません。

家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいいます。

イ 家 畜

(イ)ほ乳類

牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター

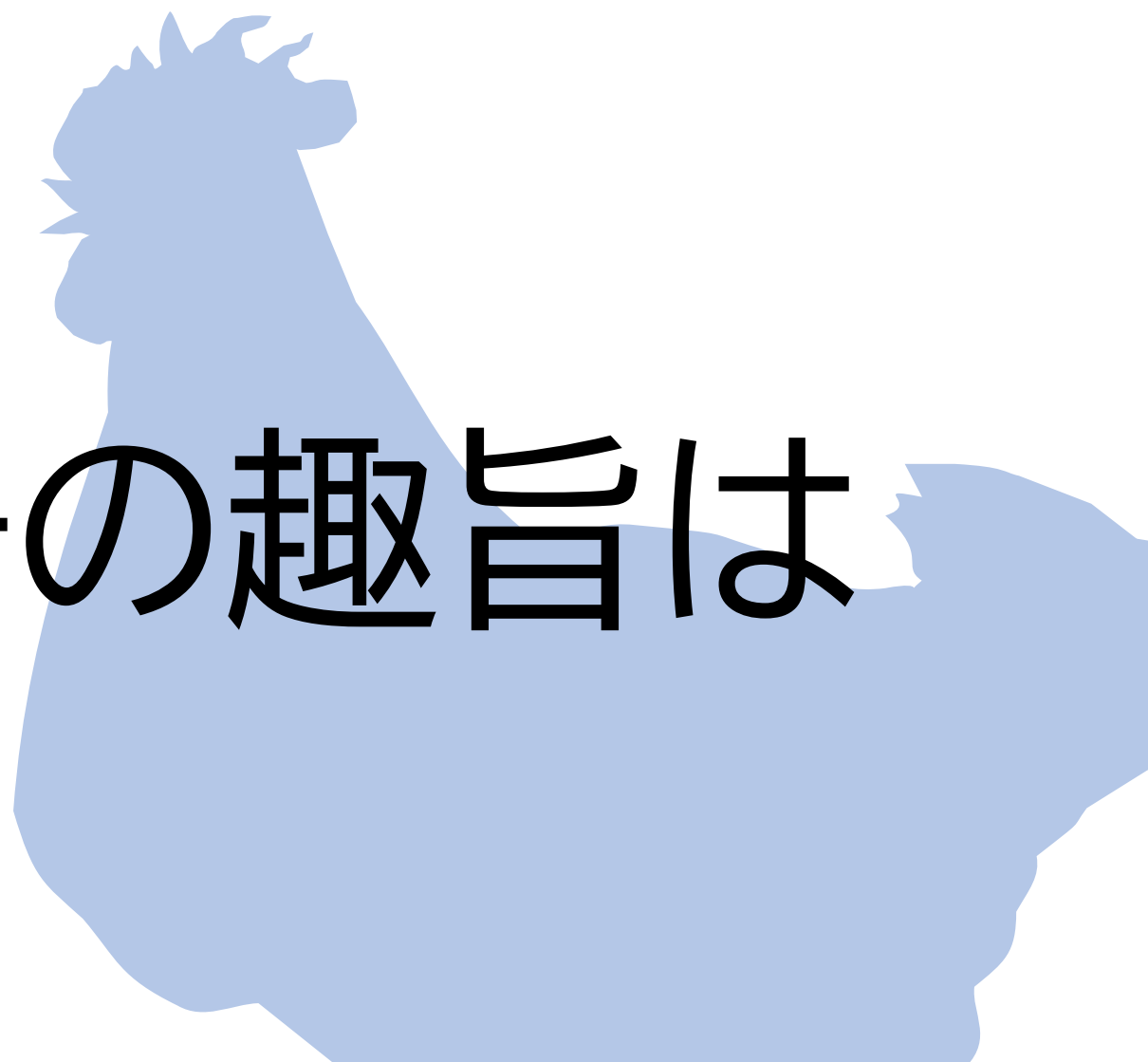
(ロ)こん虫類

みつばち、かいこ

ロ 家きん

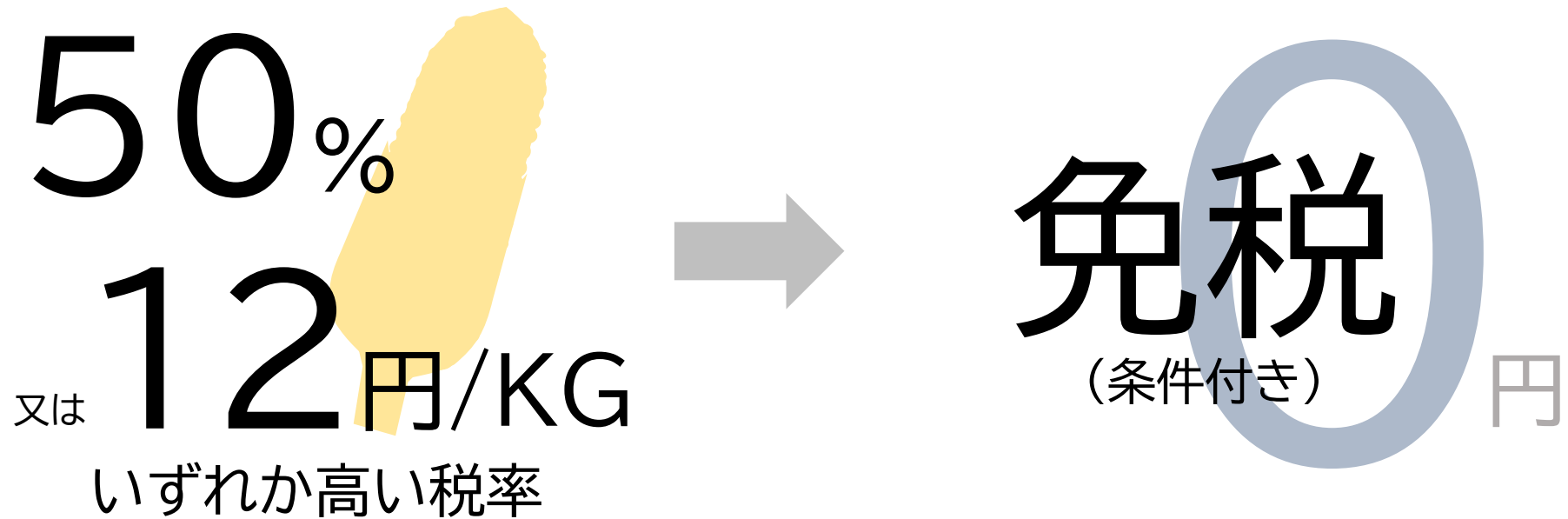
鶏、あひる、がちょう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじゃく、九官鳥、おうむ、小鳥なお、このほかにも、りす、猿、フラミンゴ、金魚、錦鯉、すっぽん、フェレットについて、認められた例があります。

承認工場の趣旨は



国内生産量の少ないとうもろこし等の飼料原料
品を海外から輸入する際、**一定の条件下で免税**す
ることで、国内産業の育成及び国民生活の安定等
の見地から設けられた制度です。

例えばとうもろこしの関税



とうもろこしの関税率
50%又は12円/KGのうちいずれか高い税率

とうもろこし（アメリカ産）

価格：268,000,000円（2億・・・）

数量：7,000,000KG

$268,000,000\text{円} \times 50\% = 134,000,000\text{円}$

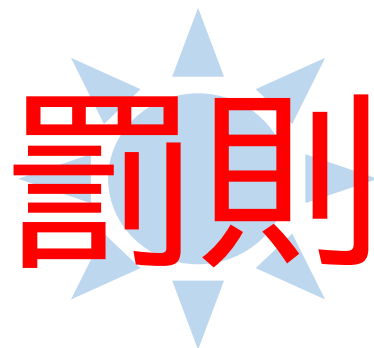
$7,000,000\text{KG} \times 12\text{円/KG} = 84,000,000\text{円}$

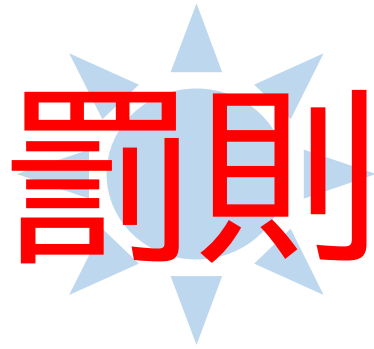
134,000,000円（1億・・・）

の関税を免税

良質・低廉な飼料の畜産農
家等への安定供給

産業政策的色彩の強い減免税
消極的な産業補助金としての性格
補助金と同様に「用途外使用等」
禁止行為を行った場合





用途外使用
(横流し)
したらどうなるの？

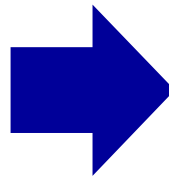
用途外使用

- 定率法第13条第6項、関税定率法施行令第10条、定率法基本通達13－15
- 暫定法第9条の2第6項、暫定法施行令第33条の8、
暫定法基本通達9の2－16

基本

製造用原料品の
用途外使用は
「禁止」

例外



税関長の承認を受けたときのみ「OK！」

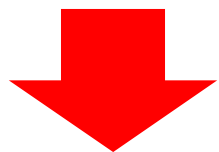
腐敗・変質
・原料として使
用できない

用途外使用
目的からみて
やむを得ない

承認を受けずに用途外使用



◆ 価値の減少がある場合、関税を軽減
【関税定率法第10条1項】に 準じる



関税法第112条の2

法令違反【用途外使用】

1年以下の懲役又は200万円以下
の罰金に処する



犯則処分



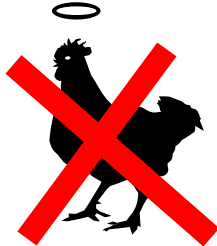
承認の取消し
イメージの悪化

承認取消後、3年間は
承認を受けることがで
きない



免税原料が使
用できない

業績悪化



倒産

畜産等事業者の経営に
影響大

承認の取消しにおける補足

関税定率法基本通達 13－6 （承認の際に付する条件）

- (1) 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件

義務・制限（ 関税徴収）

定率法第13条第7項
定率法施行令第6条の2第2項
定率法基本通達13-16
暫定法第9条の2第7項
暫定法施行令第33条の3
暫定法基本通達9の2-17

関税を徴収

- 輸入許可の日から1年以内に製造されない場合又は製造終了届を提出しない場合
- 定められた規格の飼料製造以外の用途に使用した場合又は用途外使用のために譲渡した場合
- 承認を受けた製造工場以外の場所で使用した場合
- 承認を受けずに同種の原料品を混用使用した場合
- 製造歩留りが合理的な割合を下回ったとき

関税を軽減

- 承認を受けて用途外使用する場合で変質・損傷・価値の減少がある場合

関税の徴収が免除

税関長への承認・届出等が行われた場合のみ

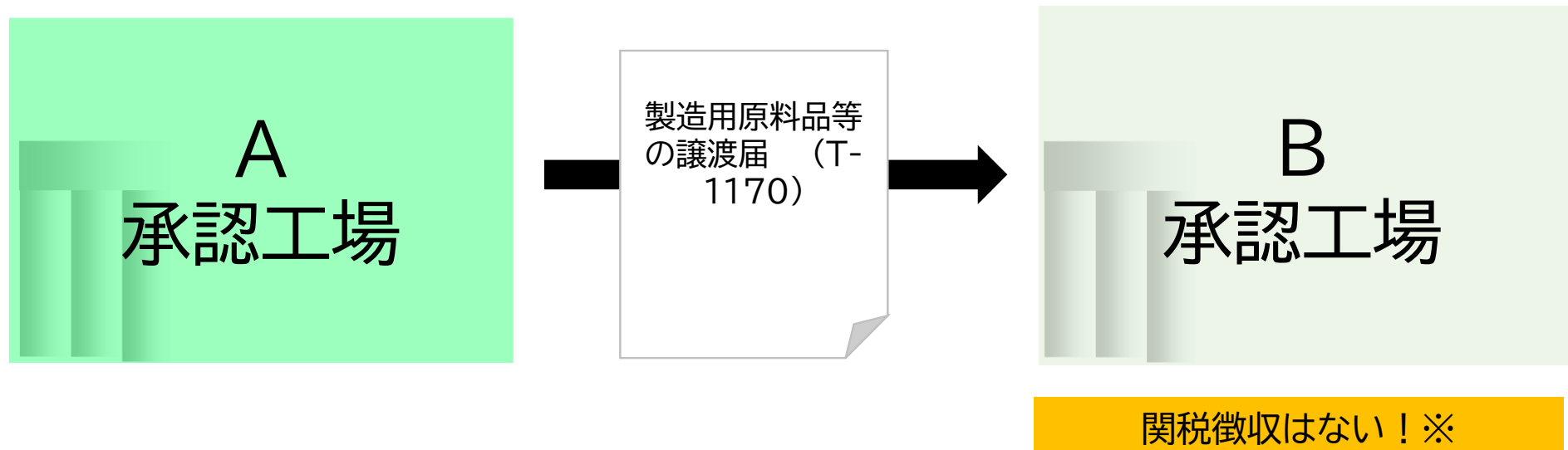
亡失 ……災害その他やむを得ない理由により亡失

滅却 ……税関長の承認を受けて滅却

譲渡 ……他の承認工場において本来の用途に供するため譲渡

義務・制限（譲渡）

原料が不足している場合には、必要な手続きを行うことで、他の承認工場から譲り受けることができます。



※税関に届出無く他の工場に譲り受けをした場合は、関税を直ちに徴収します。

定率法施行令第11条の2、定率法基本通達13－19
暫定法施行令第33条の10、「暫定法基本通達9の2－20

義務・制限（混用使用）

基本

減免税された製造用原料品と同種の他の原料品を混じて使用してはならない

製造用原料品の混用使用

減免税された
製造用原料品

+

課税済原料品
又は
国産原料品

税関長の承認
を
受けた場合は
OK！

製造用原料品・輸出
貨物製造用原料品と
同種の他の原料品と
の混用承認申請
(T-1110)

承認



混用使用ではない場合

減免税された
製造用原料品

+

減免税された
製造用原料品

その他の内貨原料として、取り扱う

加熱圧ペン
とうもろこし
(製造終了届提出済)

+

減免税された
製造用原料品

定率法第13条第4項、定率法施行令第8条、定率法基本通達13-12

暫定措置法第9条の2第4項、暫定法施行令第33条の6、

暫定法基本通達9の2-12

義務・制限（同時蔵置）

飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3の例に準じて取り扱う。

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

確実な数量の測定
の実施

+

関税定率法施行
令第12条の記帳
義務

確実な数量管理が重要です

数量の測定、記帳が重要また、この場合の搬出入は「先入れ先出し方式」によることが原則

関税基本通達42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）

貨物を蔵置する施設において取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物が搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱う。

定率法基本通達13-13

暫定法基本通達9の2-14

義務・制限（亡失）

亡失

「災害その他やむを得ない理由」

製造用原料品等
の亡失届
(T-1150)



災害等の証明書

警察、消防署、その他
公的機関が発行

税関長に提出

認定

やむを得ないものとして税
関で認定されれば関税は徴収
されません

- ・ 定率法施行令第11条第1項(亡失・滅却) 定率法基本通達13-17
- ・ 暫定法施行令第33条の9、暫定法基本通達9の2-18

義務・制限（減却）

製造用原料品等
の
減却承認申請書
(T-1160)

税関長に
提出

承認



関税徴収なし

不適正事例の要因

- ① 担当者が法令規則を知らなかった。
- ② 関係部門間の連絡が十分でなかった。
- ③ 貨物の管理システム自体に欠陥がある。
- ④ 上下の意思疎通が十分でないため、担当者の意識が薄い。

最近の不正事例

【実測値（検尺値）】

（単位：kg）

	①前月在庫量	②当月搬入量	③当月在庫量	(1)当月使用量 ①+②-③
原料A	80,000	320,000	250,000	150,000
原料B	80,000	330,000	200,000	210,000
合計	160,000	650,000	450,000	360,000

	(1)当月使用量	(2)製品出来高	(3)製造歩留り (2)/(1)
合計	360,000	361,000	100.3%

【数値処理後】

（単位：kg）

	①前月在庫量	②当月搬入量	③当月在庫量	(1)当月使用量 ①+②-③
原料A	80,000	320,000	249,000	151,000
原料B	80,000	330,000	199,000	211,000
合計	160,000	650,000	448,000	362,000

	(1)当月使用量	(2)製品出来高	(3)製造歩留り (2)/(1)
合計	362,000	361,000	99.7%

※製造歩留りを目標値（例：99.7%）にあわせるため、配合率を調整して
当月在庫数量を調整



承認工場における
自主管理

自主管理制度について①

直接管理



間接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた

貿易量の増大による 官民事務量の増大

- 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- 昭和47年 自主管理制度導入
- 平成 4年 CP整備の指導開始
- 平成 9年 完全自主管理体制に移行
- 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定 (CP=ComplianceProgram)



自主管理について②



(自主管理)

手続きを自主的に処理・管理し、各種手続をその都度税関に届け出ることを省略して、記帳しておく。

税関と承認工場との
信頼関係が大切

税関は、承認工場の検査等で、
貨物 管理状況等確認する。

- ▶税関手続
- ▶貨物管理状況
- ▶記帳状況

承認工場では自己の責任を自覚し、ルールに従い、手続きを自主的に処理することが重要

税関は、各工場に社内管理規定（CP）を整備させ、これに基づき貨物管理を行わせる（**間接管理**）

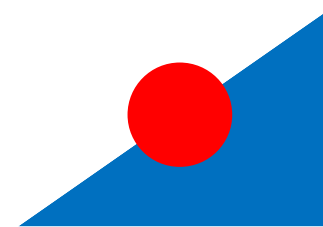


工場は**内部監査**を行い、適正な貨物管理や記帳等が行われているか自ら検証し、業務を改善

税関は**外部監査（保税業務検査）**を行い、管理体制が不十分と認められる場合には是正するよう指導



相互に補完



社内管理規定(CP)を 知っていますか？



社内管理規定(CP)

■ CPの目的(基本通達34の2-9/定率法基本通達13-5)

保税地域(承認工場)の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

- ・社内管理規定は、税関へ提出するために作成するものではなく、社内における貨物管理体制を構築するために整備するもの。
- ・承認工場の実状に合わせて作成。
- ・承認工場に常備し、保税業務担当者にその内容を十分理解させる。
- ・税関による承認工場検査時には社内管理規定の履行状況等について確認することがあります。

社内管理規定(CP)

業務手順書としての面があり

免税貨物
に係る

搬入

保管

搬出

台帳の
記帳

貨物の保全
体制など

貨物管理の基本が 規定されています。





社内管理規定どおりに日常業務が行われている
ということは、
貨物管理が適正に行われているということ

また

社内管理規定 が現状に見合っていない場合は、
ミス防止のために 内容を見直す必要があります。

最後に

ご清聴ありがとうございました。
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします

ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせ
ください。

長崎税関監視部保税地域監督官
TEL：095-828-8656

長崎税関監視部統括監視官(検査部門担当)
歩留り担当
TEL：095-828-8737
E-mail：nagasaki-kan_kanri@customs.go.jp

